

避難所における新型コロナウィルス感染症 への対応マニュアル

(第2版)

令和2年7月
田原市防災局防災対策課

目 次

目次	1
序章	2
1 作成の目的	2
第1章 事前対策	2
1 避難場所の分散化	2
2 マニュアルの市民周知	4
3 スペースの確保	5
4 必要物品の確保	5
第2章 初動期の対応	7
1 避難所運営従事者の健康状態の確認	7
2 スペースの設置	7
3 避難所運営の留意点	8
4 その他の留意点	9
その他	11
様式・資料	12

○調 製 令和2年7月28日（令和2年8月13日一部修正）
○版 数 第2版
○編 集 防災局防災対策課

（本対応マニュアルの位置づけ）

本対応マニュアルは、「田原市地震避難所運営チェックマニュアル」「田原市風水害避難所開設運営マニュアル」に付随するものとして、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の防止のために必要となる注意点や実施事項を記載しています。

チェックマニュアルや本対応マニュアルなどを参考として、指定避難所やサブ地域避難所ごとの実情に合った運営を行うものとします。

序章 総則

1 作成の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・蔓延の状況のなかで風水害や地震など災害が発生し、市の指定避難所を開設する場合でも、避難所における感染拡大を防止し、避難所運営への影響を最小限に止めるため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を作成しました。

緊急事態宣言下での災害発生時においても感染を防ぎながら避難生活を送るには、避難者や避難所運営従事者など関係者全体の協力が不可欠となるため、市民の皆様にご理解とご協力をお願いするものです。

（対応マニュアルの見直し）

田原市新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康課）等と連携を図り、新型コロナウイルス感染症に係る新たな知見や国・県等の動向などを踏まえ、必要に応じて適宜内容を見直します。

第1章 事前対策

1 避難場所の分散化

災害発生時、必要に応じて市の指定避難所（風水害・地震避難所等）を開設しますが、避難所における感染拡大の防止のため、可能な限り多くの避難所を開設します。

（1）可能な限り多くの指定避難所の開設の検討

①災害の種別によらない指定避難所の開設

（風水害（台風等）による指定避難所の開設時）

○風水害避難所の多くは地区市民館のため避難スペースに限りがあり、感染リスクが高い環境となる場合が想定されることから、状況・必要に応じて地震避難所を開設する。

（地震による指定避難所の開設時）

○地震避難所の体育館・多目的ホール・集会室等のほか、特別教室・会議室等も活用する。

○地震避難所での避難スペースが不足した場合など、状況・必要に応じて風水害避難所を開設する。

（共通事項）

○開設にあたっては、関係する施設管理者及び地域コミュニティ（コミュニティ協議会・自主防災会）と事前の調整・協議を行う。

②車中泊・テント泊の開設（青空避難）

○車中泊は積極的な推奨はしないが、指定避難所の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて指定避難所内の施設屋外（グラウンド・駐車場等）における避難者の車中泊・テント泊も開設する。

○開設の際は、エコノミークラス症候群など健康二次被害に配慮する。

（2）指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】の開設の検討

①サブ地域避難所の開設

○指定避難所の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて指定避難所以外の避難所【サブ地域避難所】を開設する。

- サブ地域避難所は、市民の生活圏を考慮して地域拠点である「地区集会所・公民館」を想定し、関係する地域コミュニティ（コミュニティ協議会・自主防災会）により開設・運営・物資の搬送等を行っていただく。
- サブ地域避難所を開設する場合、市災害対策本部（防災対策課）は、指定避難所を核として、必要となる物資・情報の提供等を行う。
- 開設にあたっては、関係する地域コミュニティと事前の調整・協議を行う。

（3）避難所以外への避難の検討

①在宅避難の検討（市民による事前の準備・検討事項）

- 避難とは「難」を「避」けることで、災害時に避難生活が必要な方にとって指定避難所が過密状態になることを防ぐため、自宅で安全確保が可能な場合は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないことから、在宅避難することも事前に検討する。
- 自宅の耐震診断、耐震改修、家具固定、風水害への備え等被災後も自宅で生活ができる防災環境の整備を進めておく。

②親戚や友人宅等への避難の検討（市民による事前の準備・検討事項）

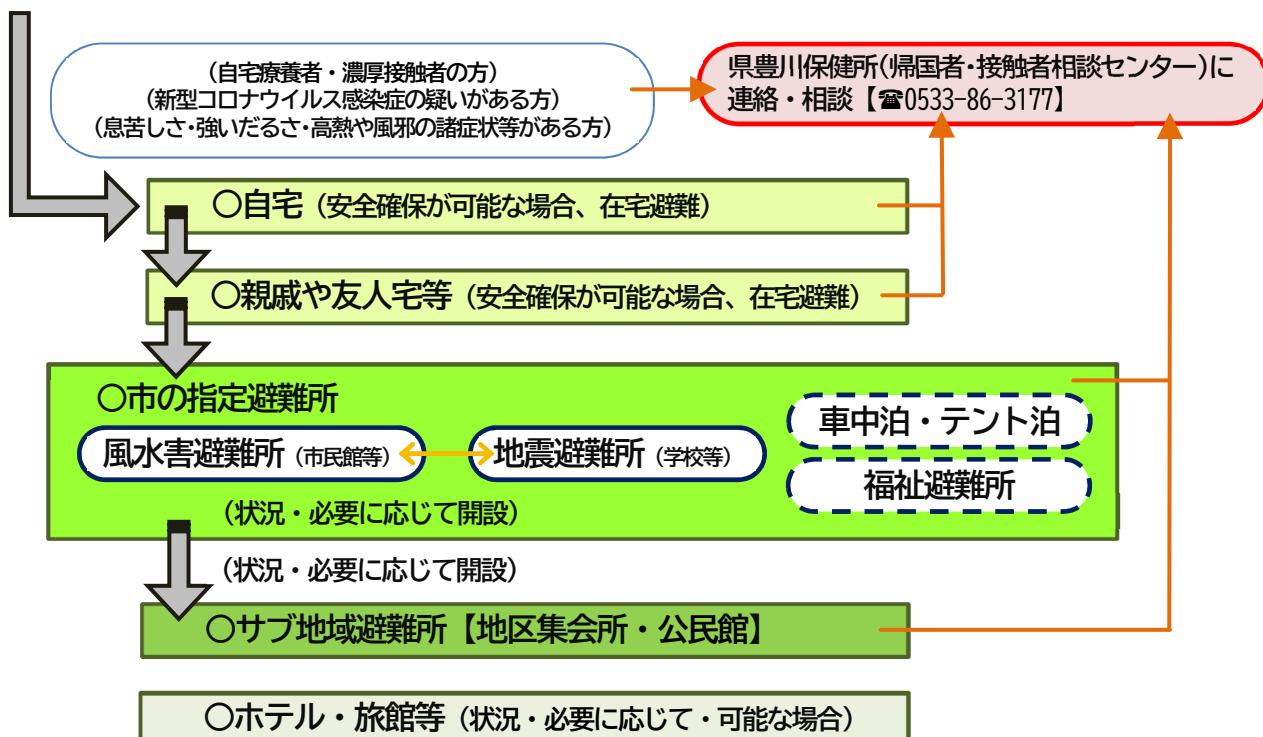
- 災害時に避難生活が必要な方にとって、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合は親戚や友人宅等に避難することも事前に検討する。

③ホテル・旅館等の活用の検討

- 指定避難所等の開設状況や感染状況など、状況・必要に応じて、市内のホテル・旅館等の活用も検討する。
- 開設にあたっては、関係者と事前の調整・協議を行う。

図 新型コロナウイルス感染症の感染期における避難先のイメージ

【災害発生・発生の恐れ】



2 対応マニュアルの市民周知

市HP／回覧／広報たはら／防災行政無線／安心安全ほっとメール／Yahoo 防災アプリ 等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大・蔓延の状況のなかで風水害や地震など災害が発生し、指定避難所を開設する場合は、感染リスクが高い環境下での集団生活になるため、感染症対策を徹底する必要があります。

そのため、市民による事前の準備・検討事項や指定避難所へ避難する場合の心得など、本対応マニュアルの内容について、事前から広く市民に周知します。

(市啓発チラシ) <http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1006995.html>

(市防災マップ) <http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1000660/1000661.html>

【市民による事前の準備・検討事項】

(1) 自宅の災害リスクの確認

○「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスク（地震・津波・浸水害・土砂災害等）や、災害時に取るべき行動（自宅における垂直避難を含む。）を確認しておくこと。

(2) 在宅避難の検討

○避難とは「難」を「避」けることで、災害時に避難生活が必要な方にとって指定避難所が過密状態になることを防ぐため、自宅で安全確保が可能な場合は感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はないことから、在宅避難することも事前に検討しておくこと。

○自宅の耐震診断、耐震改修、家具固定、風水害への備え等被災後も自宅で生活ができる防災環境の整備を進めておくこと。

(3) 親戚や友人宅等への避難の検討

○災害時に避難生活が必要な方にとって、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、安全確保が可能な場合は親戚や友人宅等に避難することも事前に検討しておくこと。

(4) 指定避難所等への避難時における必要物品の持参

○指定避難所等へ避難する際は、必ずマスクを着用すること。

○市の備蓄物品にも限りがあります。指定避難所等へ避難する際は、非常食や飲料水などに加えて、マスク・体温計・アルコール消毒薬等自身で必要な物品は持参し、各自で感染予防対策をとること。

○今一度、自宅の非常持出袋の中身の確認・補充をしておくこと。

(避難所へ持参していただきたい物（例）)

食糧 マスク アルコール消毒薬 体温計
 飲料水 常備薬・お薬手帳 日用品 歯磨きセット
 携帯トイレ 上履き ごみ袋 等



(市防災ハンドブック) <http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1000660/1000664.html>

(5) 避難所利用者登録票への事前記入・指定避難所等への持参

○指定避難所の受付における避難者同士の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難所利用者登録票」【様式1（P.12）】への事前記入及び指定避難所へ持参すること。

(6) 避難前に自身の健康状態の確認（帰国者・接触者相談センターへの相談）

- 指定避難所内の感染拡大の防止のため、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、指定避難所への避難は避け、まずは愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談し、担当者から指示を受けること。
- 指定避難所内の感染拡大の防止のため、新型コロナウイルス感染症の軽症者等（自宅療養者・濃厚接触者）の方は、指定避難所等への避難は避け、まずは愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談し、担当者から指示を受けること。

（相談の目安）【資料1（P.13）】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（感染症に関する愛知県の相談窓口） <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#aichi>

3 スペースの確保

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難者受入れの各スペースを確保します。

【資料2（P.14）】

（1）受付スペースの確保【資料3（P.15）】

- 避難者の健康状態を事前に確認して避難者のスクリーニングを行うため、受付スペースを確保する。
- 設置場所は屋外を基本とするが、天候や避難状況などに応じて設置場所を決定する。
- 受付待ちの避難者間の間隔は2m確保を基本とする。（ソーシャルディスタンスの確保）

（2）居住スペースの確保【資料4（P.16）】

（健常な避難者向け）

- 発熱や体調不良がない健常な避難者向けに、居住スペースを確保する。
- 避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区分けする。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- 避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- 避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- 感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔を空けないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- 通路の幅は、2mの間隔を空ける。
- 避難状況・必要に応じて、居住スペースの分散対応を行う。
(専用スペースとは別階・別棟を基本として、教室や会議室などへのスペースの拡充)

（3）専用スペースの確保【資料5（P.17）】

（発熱等の症状がある避難者・新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者等向け）

- 発熱の症状や体調不良がある避難者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。
(困難な場合は、同専用スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。)

- 専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。
(風水害時は、「学校の普通教室」は専用スペースとしての利用を極力避ける。)
- 健常な避難者とは別のトイレ・手洗い所をそれぞれ確保し、可能な範囲で移動の際の動線も健常な避難者とは別にそれぞれ確保する。
- 専用のトイレ・手洗い所が確保できない場合は、簡易トイレの使用や使用時間を健常な避難者と分けて使用するなどして対応するとともに、使用後は必ず消毒する。

(4) その他のスペースの確保

(車中泊・テント泊の健常な避難者向け・食事スペース)

- 指定避難所内の施設屋外(グラウンド・駐車場等)に、車間に配慮しつつ区画割りする。
- 状況に応じて可能な場合は、施設内の居住スペースにテント泊することも可とする。
- 食事スペースは、飛沫感染等防止のため、できる限り占用スペース内での食事とするが、食事場所を別途設置する場合は、向かい合わせの配置を避けたり消毒の徹底等の工夫を行う。

(5) 共通事項

- 指定避難所内施設のスペース利用及び物品の使用等について、関係する施設管理者と事前の調整・協議を行う。

4 必要物品の確保

指定避難所における感染拡大防止対策として必要となる衛生・感染症対策物品を確保します。

表 必要物品リスト

No.	品名	No.	品名
1	アルコール消毒薬	11	マルチシート
2	マスク	12	ポール
3	使捨て手袋	13	養生テープ
4	使捨て防護服	14	嘔吐物処理セット
5	フェイスシールド	15	除菌シート
6	体温計	16	蓋付きゴミ箱(ゴミ袋含む。)
7	間仕切り	17	簡易ベッド
8	消毒用エタノール	18	エアーマット
9	ハンドソープ	19	プライバートルーム
10	ペーパータオル	20	ワンタッチパーテーション

※現状、指定避難所には公的備蓄物品の一部を事前配置しているが、基本的には拠点備蓄倉庫からの配付予定となっており、現地搬送までに時間が掛かることが想定される。

現在、感染症対策物品の整備を行っている最中だが、数量に限りもある。

※確保前に災害が発生した場合等は、田原市新型コロナウイルス感染症対策本部(市健康課)及び施設管理者等と調整を図り、市の現有備蓄物品(指定避難所物品を含む。)で臨機応変に対応する。

※避難所運営従事者は、指定避難所における物品の使用状況等に併せ、適宜、市災害対策本部(防災対策課)と連絡・調整・補充等を行う。

※福祉避難所(華山会館[風水害避難所]を除く。)における必要物品は、施設管理者及び市災害対策本部(福祉班)を中心に確保する。

第2章 初動期の対応

1 避難所運営従事者の感染防止対策

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難所運営従事者は、自らの健康状態を確認しつつ、状況に応じた対策をとります。

(1) 避難所運営従事者の避難前の留意事項【第1章2(6) 参照／5ページ】

- 指定避難所における感染拡大の防止のため、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある場合は、指定避難所等へは行かない。
- 愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談し、担当者から指示を受ける。
- その場合、市職員（避難所担当職員）においては、市災害対策本部（防災対策課）へその旨を必ず連絡する。

(2) 避難所運営従事者の運営時の留意事項

- 避難所運営従事者は、状況に応じて衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いて感染防止対策をとり、指定避難所の運営を行う。
- 感染症対策物品（手袋・防護服等）の着脱時（特に脱ぐ際）は、感染防止に留意する。

2 スペースの設置

指定避難所内における避難者の各スペースを設置します。

(1) 受付の設置（避難者のスクリーニング）

- 避難所運営従事者は、衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いて設営を行う。
- 避難所運営従事者は、マスク及びフェイスシールドを着用して受付を行う。
- 避難者から必ず「避難所利用者登録票」の記入提出及び検温を行い、健康状態等の確認を行う。
- 受付時における避難者の健康状態の確認結果により避難スペースを決定し、案内する。
- 以下の症状がある方が避難してきた場合は、自宅等への避難案内や医療機関への受診の案内などを行うが、愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談を行い、事後の対応について担当者から指示を受ける。
当該避難者若しくは避難所運営従事者が連絡
その間、当該避難者には、指定避難所内の施設屋外や車中（他の避難者と接触がない場所）で待機してもらう。

併せて、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告し、情報共有を図る。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
健康状態等により市災害対策本部へ相談・指示を仰ぐ。
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- 上記以外の症状のある方（発熱や体調不良のある方）は、専用スペース（個別空間）に避難・待機させるが、状況に応じて、医療機関への受診を勧める。
当該避難者の専用スペースへの動線は、健常な避難者と可能な限り切り分ける。
- 新型コロナウイルス感染症の軽症者等（自宅療養者・濃厚接触者）が避難してきた場合は、愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談し、事後の対応について担当者から指示を受ける。
その間、当該避難者には、指定避難所内の施設屋外や車中（他の避難者と接触がない場所）で待機してもらう。

- 併せて、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告し、情報共有を図る。
- 専用スペース（個別空間）の満室や車中待機等が困難な場合は、市災害対策本部（防災対策課）に連絡し、別の指定避難所等を案内する。

基本的に受診・移動は当該避難者自らで行ってもらうが、困難な場合は、搬送支援を行う。

（2）居住スペース・専用スペース・その他のスペースの設置

- 避難所運営従事者は、スペース想定場所【資料6（P.18）】を参考に、関係する施設管理者及び地域コミュニティと事前の調整・協議を行い、場所を決定する。
- 避難所運営従事者は、衛生・感染症対策物品や施設物品などを用いてスペースの設営を行う。
- 発熱者や体調不良者、新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者等への対応は、感染リスクの軽減のため、避難所運営従事者のなかで役割分担を行い、可能な範囲で専任・固定化して行う。
- 間仕切り・プライベートルーム・ワンタッチパーテーションは、専用スペースへの設置を優先する。（状況に応じて居住スペースへも設置する。）
- 車中泊・テント泊を希望する健常な避難者がいた場合、避難所運営従事者は、受付時に当該避難者に対して指定避難所のルール等の説明を行い、感染拡大防止・健康二次被害防止対策の励行を徹底させる。

3 避難所運営の留意点

指定避難所における感染拡大の防止のため、避難者及び避難所運営従事者の体調・健康状態に留意しつつ、運営します。

（1）定期的な体調管理・健康状態の確認

- 避難者及び避難所運営従事者は、毎日「健康状態チェックシート【様式2（P.19）】」により、体調・健康状態を確認する。（1日3回の検温・健康確認の実施）
- 避難者及び避難所運営従事者は、健康状態の急変について、お互いが素早く察知できるように留意する。
- 発熱や体調不良のある方が発生した場合は、当該者は避難所運営従事者に報告し、専用スペース（個別空間）に移動させ、経過観察する。状況に応じて、医療機関への受診を勧める。
- 避難所運営従事者は、発熱や体調不良、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのある方等が発生した場合、「体調不良者等名簿【様式3（P.20）】」を作成し、管理する。必要に応じて、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告し、情報共有を図る。

（2）新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのある方が発生した場合

- 指定避難所において、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのある方が発生した場合、直ちに愛知県豊川保健所（帰国者・接触者相談センター）に連絡・相談し、事後の対応について担当者から指示を受ける。当該者若しくは従事者が連絡
- 併せて、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告し、情報共有を図る。
- 避難所運営従事者は、移動等準備が整うまでの間、当該避難者は、専用スペース（個別空間）、避難所内の施設屋外又は車中で待機させる。（移動動線に留意のこと）

（3）手洗い・咳エチケット等の感染症対策の徹底（避難所内ルールの順守）

- 避難者及び避難所運営従事者は、マスクの着用・頻繁な手洗い・咳エチケット等を励行し、感染防止対策を徹底（避難所内ルールの順守）する。

(アルコール消毒薬の設置場所)

- 受付
- トイレの近く
- 食事を準備する場所
- 食事を行う場所の近く
- 避難所内の必要箇所

(咳エチケットとは)

- 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
- 咳をしている人にはティッシュを提供する
- 咳やくしゃみをするときは、腕や袖で押さえるように指導する 等



(4)衛生環境の確保

- 避難者及び避難所運営従事者は、定期的・使用後・目に見える汚れを見つけたとき等清掃・消毒を励行する。【資料7 (P.21)】
- 避難者の占用スペース内は、避難者自らで清掃・消毒を行ってもらう。
- 一般ゴミと感染症ゴミは分別して管理する。
- 感染症ゴミは、蓋付きゴミ箱（ゴミ袋装着）に捨てる。
- ゴミ収集の際は、必ずマスク・使捨て手袋を着用して作業を行う。
- 清掃・消毒・ゴミ処理を行ったあとは、必ず手洗いを行う。

(清掃場所)

- トイレ・炊飯場・洗面所 (毎日・必要なとき)
- 居住スペース (1日1回以上・必要なとき)
- こぼれたもの (都度速やかに)
- その他 (必要なとき)

(消毒場所)

- 食事を準備する場所（調理台等）
- オムツを替える場所の表面
- 嘔吐物や血液、便等の体液・排泄物で汚染された場所の表面
- 洗面所、その他

(5)十分な換気の実施

- 気候上可能な場合は常時2方向以上の窓・ドアを開閉して行うが、困難な場合は定期的（30分に1回数分間程度）に窓・ドアを開放するなど、可能な範囲で喚起を行う。
- 換気扇がある場合は、換気扇と窓・ドアの開閉を併用する。

(6)避難者及び避難所運営従事者の健康二次被害への配慮

- 避難所生活や種々の行動自粛等の環境の激変から、心身の体調を崩すことを防ぐため、避難者（避難所運営従事者を含む）に対して定期的に適度な運動等を促す。
- 市災害対策本部（健康課）は、必要に応じて保健師等を避難所に派遣し、避難者の巡回健康相談を行うほか、口腔ケア・感染予防・体操等健康二次被害予防の啓発を行う。

4 その他の留意点

(1)指定避難所等の開設時における避難所内での周知・啓発

- 避難所内における感染拡大を防止するため、避難所でのルール【資料8 (P.22)】や感染症予防・手指衛生・咳エチケット等の掲示物を多くの人の目に入る場所等に掲出し、感染防止対策の徹底（避難所内ルールの順守）を促す。

(2) その他の感染症への対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症以外の感染症にも配慮を徹底して避難所の運営を行う。
- 感染予防・免疫力維持等のため、特に口腔ケアの励行・啓発も行う。
- インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が疑われる避難者がいた場合、避難所運営従事者は、当該避難者を専用スペースへ移動させる。
併せて、速やかに市災害対策本部（防災対策課及び健康課）に報告する。

(3) 福祉避難所における対応

- 福祉避難所への避難者に、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いが発生した場合は、
3 (2) (P.8) と同様の対応を取る。

(4) 新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがある方等への留意事項

- 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があるため、当該避難者への偏見や差別が生じないように配慮する。
- それぞれの方への人権に配慮し、「感染者を排除するのではなく、感染拡大防止対策上の対応であること」について、避難者及び避難所運営従事者に周知徹底する。

(5) 指定避難所等の統廃合時における留意事項

- 状況に応じて、指定避難所等を統廃合する場合は、専用スペースからの避難者等の移送方法について、市災害対策本部（防災対策課及び健康課）と良く確認のうえ対応する。
- スペースとして使用した各部屋や共用部分は十分な換気及び消毒等を行う。

その他

(1) 平常時からの新型コロナウィルス感染症の発生・拡大の防止のための市民周知・啓発

○田原市新型コロナウィルス感染症対策本部(市健康課)が中心となり、平常時等から市内における新型コロナウィルス感染症の発生・拡大の防止のための周知・啓発を行う。

(2) 主な関係の連絡先

○田原市災害対策本部 (防災対策課=本部事務局)	☎ 0531-23-3548
○ // (健康課=救護班)	☎ 0531-23-3515
○ // (地域福祉課・高齢福祉課=福祉班)	☎ 0531-23-3512
○ // (消防署=指揮班・警防班)	☎ 0531-23-0119
○愛知県豊川保健所 (帰国者・接触者相談センター)	☎ 0533-86-3177

(3) 参考資料

○避難所における新型コロナウィルス感染症への対応について

【内閣府・消防庁・厚生労働省/R2.4.1】

○避難所における新型コロナウィルス感染症への更なる対応について

【内閣府・消防庁・厚生労働省/R2.4.7】

○避難所における感染対策マニュアル H23.3.24 版

【平成 22 年度厚生労働省科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班
(主任研究者 切替照雄) 作成】

○避難所における新型コロナウィルス感染症への対応について

【愛知県/R2.4.27】

○新型コロナウィルス 避難生活お役立ちサポートブック (第2版)

【認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク避難生活改善に関する専門委員会/R2.7.15 修正版】

○避難に備えて非常持ち出し袋に入れたい新型コロナウィルス対策備品について 第二班

【新型コロナウィルスと災害避難を考える会/R2.5.26】

○避難所における新型コロナウィルス感染症への対応の参考資料 (第2版) について

【内閣府・消防庁・厚生労働省/R2.6.10】

○避難所における新型コロナウィルス感染症への対応に関する Q&A (第2版) について

【内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁/R2.7.6】

○避難所における新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドラインについて

【愛知県/R2.7.13】

様式1（避難所利用者登録票）

新型コロナウイルス感染症対応／様式

ひなんじょりようしゃとうろくひょう 避難所利用者登録票		避難所名	受付 No	
記入日	年 月 日 ()	記入者		
住所	〒 -	じちがい 自治会 ・地区		
連絡先	() -	たいざい 滞在 希望 場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅／他 ())	
その他連絡先(親戚等)	〒 - () -			
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている(→右欄へ)	種類(頭数) しゅるい とうすう	<input type="checkbox"/> 同伴希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明	
自家用車 (避難所に駐車する場合)	車種 じやしう	色 いろ	ナンバー	
ひなんじょりようひと 避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)		体温・健康状態(症状をチェック)		
氏名	せいねんがなび 生年月日(年齢)	性別 せいべつ	かならず確認 あんびかくにん 安否確認の たいおう への対応*	
家族構成	ふりがな	年月日 (歳)	____℃ : <input type="checkbox"/> 咳口鼻水口のどの痛み口頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感口息苦しさ口胸痛口味覚嗅覚障害	こうかい 公開 ひこうかい 非公開
	ふりがな	年月日 (歳)	____℃ : <input type="checkbox"/> 咳口鼻水口のどの痛み口頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感口息苦しさ口胸痛口味覚嗅覚障害	こうかい 公開 ひこうかい 非公開
	ふりがな	年月日 (歳)	____℃ : <input type="checkbox"/> 咳口鼻水口のどの痛み口頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感口息苦しさ口胸痛口味覚嗅覚障害	こうかい 公開 ひこうかい 非公開
	ふりがな	年月日 (歳)	____℃ : <input type="checkbox"/> 咳口鼻水口のどの痛み口頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感口息苦しさ口胸痛口味覚嗅覚障害	こうかい 公開 ひこうかい 非公開
	ふりがな	年月日 (歳)	____℃ : <input type="checkbox"/> 咳口鼻水口のどの痛み口頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感口息苦しさ口胸痛口味覚嗅覚障害	こうかい 公開 ひこうかい 非公開
現在、新型コロナウイルス感染症の軽症者等(自宅療養者・濃厚接触者)ですか？		はい · いいえ		
けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと				

- 世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。
- ご記入いただいた情報を、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のため必要最低限の範囲で共有します。また田原市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために田原市が作成する「被災者台帳」にも利用します。

* 安否確認の問い合わせがあった場合に、住所(○○町○○まで)・氏名(ふりがな)を公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

* 混雑を避けるため、受付時には必要最低限の項目(黄色箇所)の記載だけ可。(別途、全ての項目に記載してもらい、総合受付に提出してもらうこと)

資料1 (新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安／厚生労働省／R2.5.8現在)

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

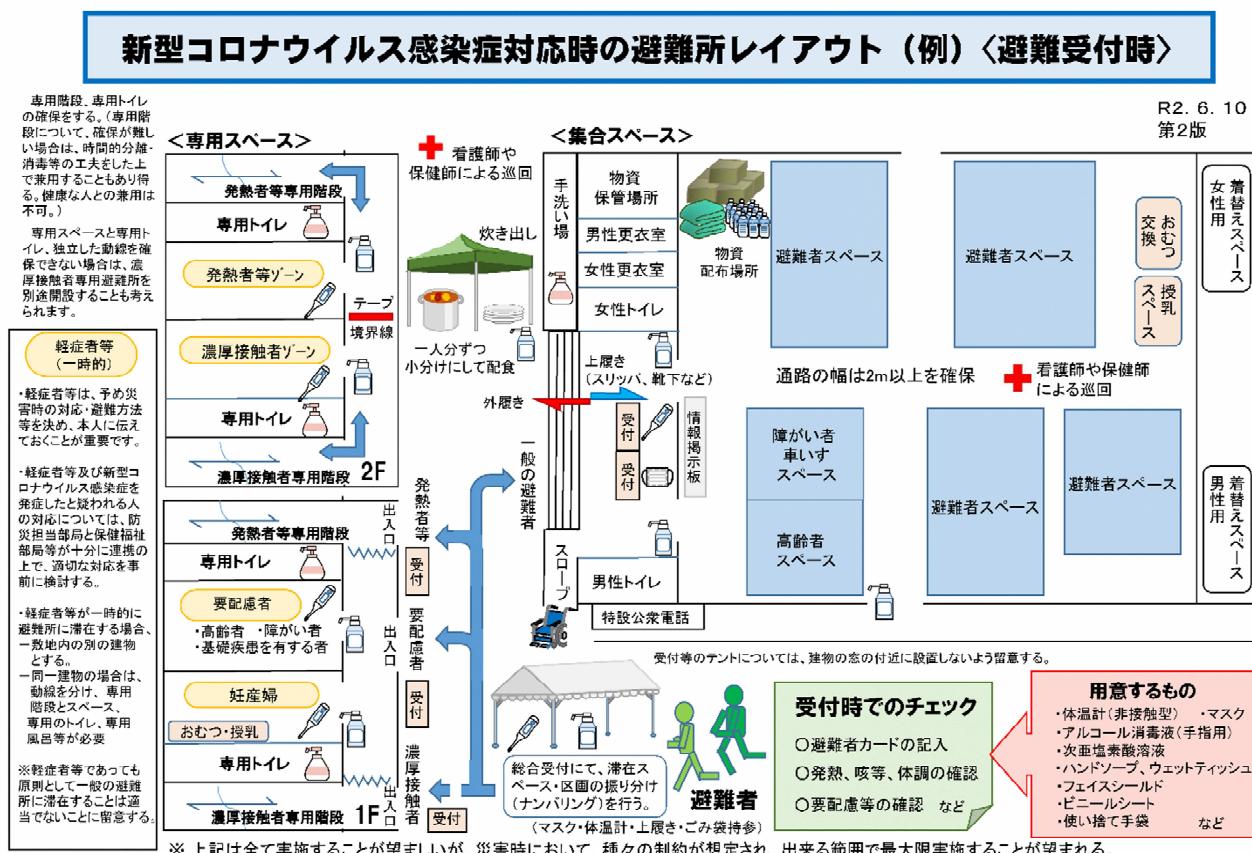
※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかるときのお願い

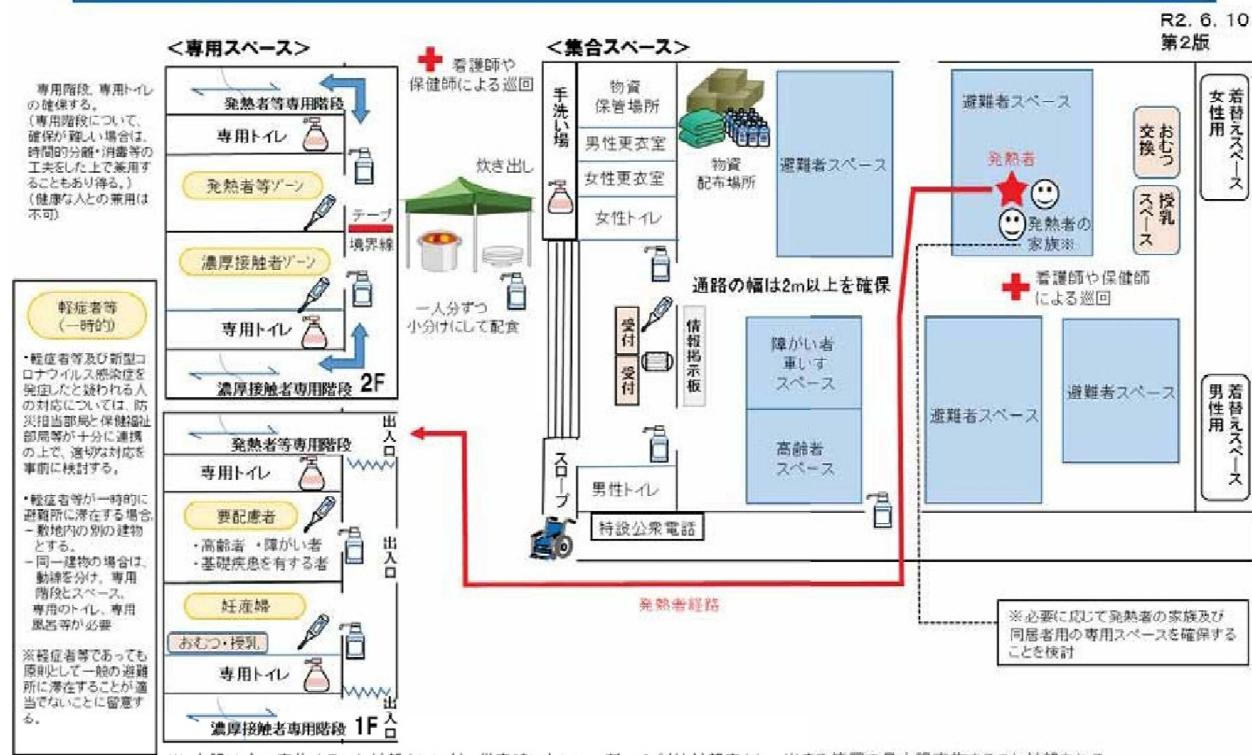
- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

資料2 (避難所全体のレイアウト例)

避難所全体のレイアウト (例)



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト (例) <避難受付以降>



資料3 (受付のレイアウト例)

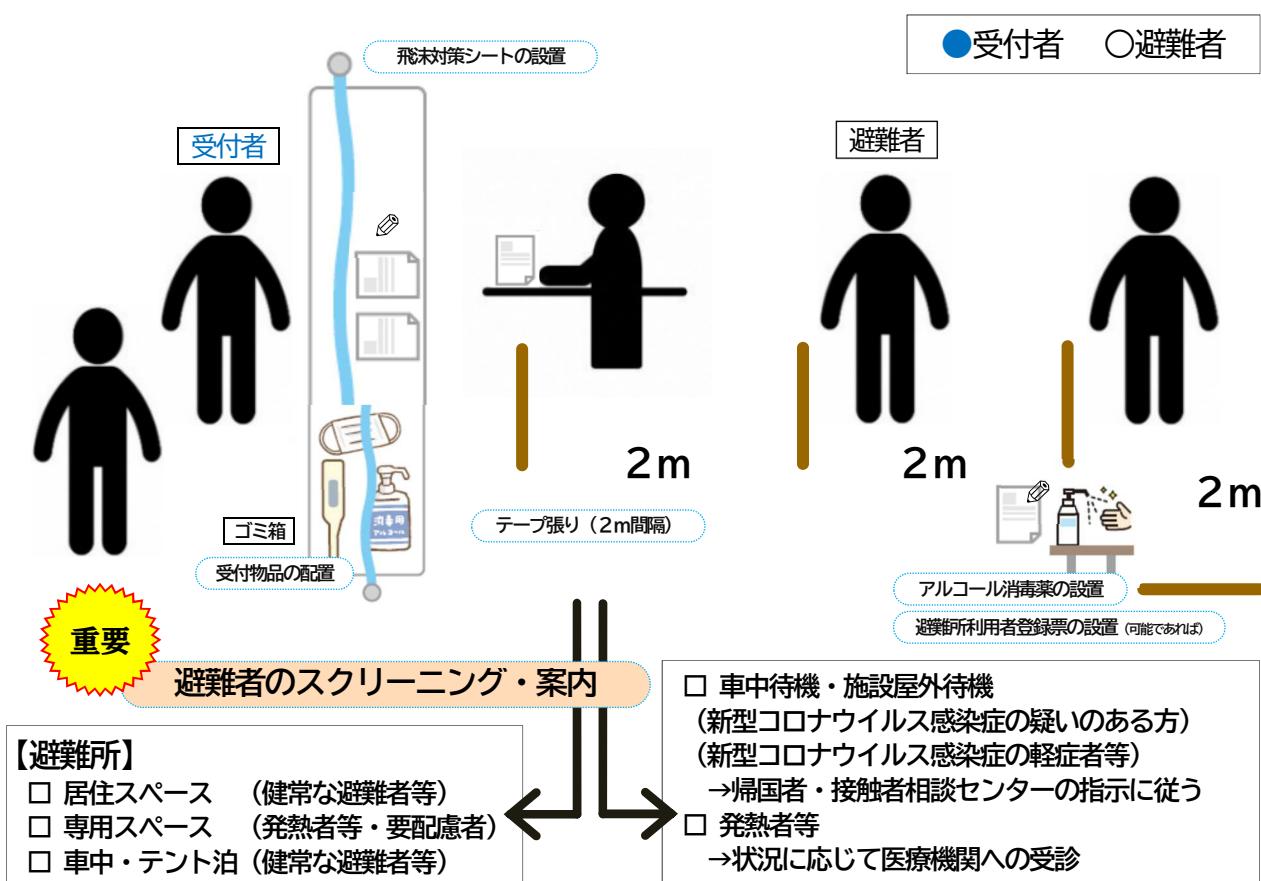
受付のレイアウト（例）

【受付の準備】

- 受付用机・消毒用机・マルチシート・ポール・テープ・避難所利用者登録票・マスク・アルコール消毒薬・非接触型体温計・ゴミ箱により、受付の設置を行う。
- シートが設置できない場合は、受付者と避難者は2m距離を保つよう設置する。
- 避難者の受付待ちの間隔を、テープ等により2m間隔で目印をつける。
- 受付者は、マスク・フェイスシールドを着用する。
(受付状況に応じて、適宜、使捨て手袋・使捨て防護服を着用する。)

【受付の実施】

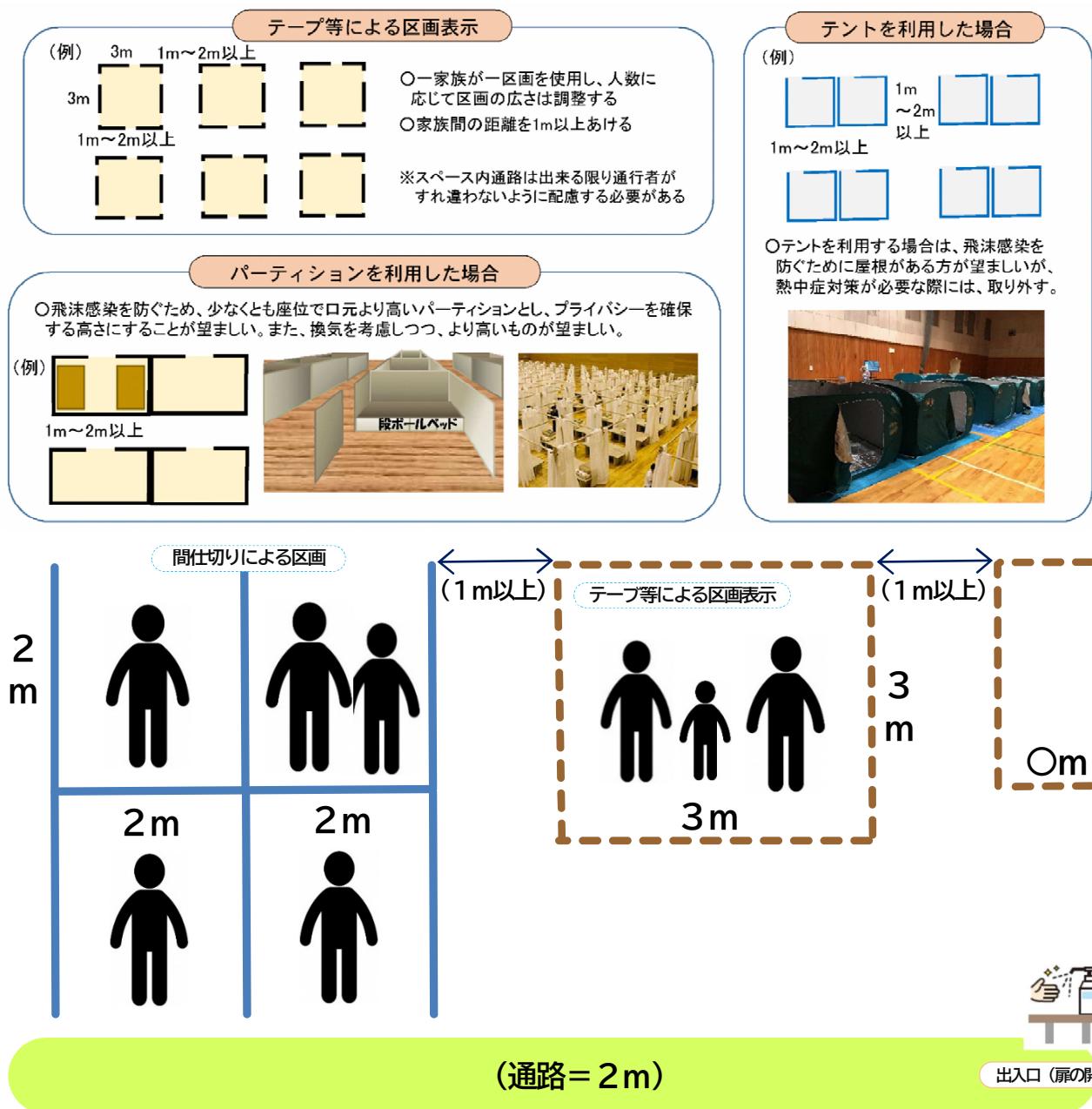
- 避難者へマスク着用の声掛けを行う。(忘れた方にのみ避難所備蓄物品の配付)
避難者へアルコール消毒薬による手指消毒の声掛けを行う。
- 避難者は、マスクを着用して2m距離をあけて並び、大声で話さない。
- 避難者は、アルコール消毒薬で手指を消毒する。
- 避難所利用者登録票を記入・提出する(健康状態の確認)(事前記入・持参も可)
- 非接触型体温計により避難者の検温を行う。
- 受付者は、避難者の避難所利用者登録票・検温の結果から、該当するスペース等へ案内する。



資料4（居住スペースのレイアウト例）

居住スペースのレイアウト（例）

- 避難所ごと実情・避難状況に応じて、区画割りを行う。
- 避難者の区画は、「家族・世帯単位」を基本とし、人数に応じて区画の広さを調整する。
- 避難者の区画割りは、テープによる区画表示や避難状況等に応じて間仕切り等を用いて区分けする。併せて、必要に応じて管理上のスペース名称や区画番号を付ける。
区画の参考：1・2人世帯→2m×2mの1区画／3・4人世帯→3m×3mの1区画
- 避難者間の間隔は1m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内未発生期】
- 避難者間の間隔は2m確保を基本とする。【感染症：国県内発生・市内発生期】
- 感染症：国県内発生・市内未発生期で間仕切り等を用いる場合は、避難状況等に応じて避難者間の間隔をあけないことも可とする。（市内発生期は1m以上の間隔を確保）
- 避難者同士が対面とならないよう配慮する。
- 状況に応じて、居住スペースの分散（教室や会議室などへのスペースの拡充）を行う。

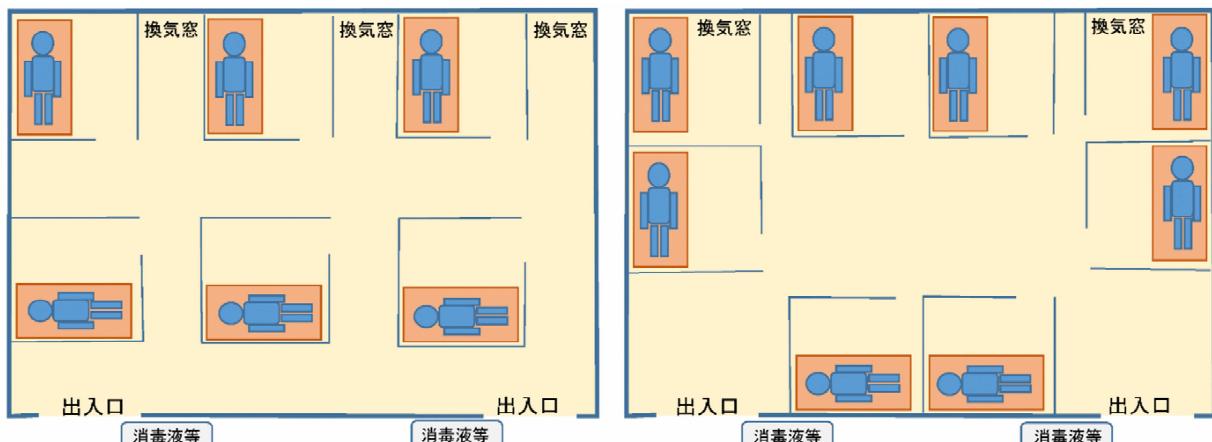


資料5（専用スペースのレイアウト例）

専用スペースのレイアウト（例）

- 発熱の症状や体調不良がある避難者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者向けに、専用スペース（個別空間）をそれぞれ確保する。
(困難な場合は、同スペースのなかを間仕切り等で区画割りする。)
- 専用スペースは、特別教室、会議室等を想定する。（風水害時は、「学校の普通教室」は専用スペースとしての利用を極力避ける。）
- 健常な避難者とは別のトイレ・手洗い所をそれぞれ確保し、可能な範囲で、移動の際の動線も健常な避難者とは別にそれぞれ確保する。
- 専用のトイレ・手洗い所が確保できない場合は、簡易トイレの使用や使用時間を健常な避難者と分けて使用するなどして対応するとともに、使用後は必ず消毒する。
- 発熱者や体調不良者、新型コロナウイルス感染症が疑われる避難者への対応は、避難所運営従事者のなかで役割分担を行い、可能な範囲で専任・固定化して行う。
- 間仕切り・プライベートルーム・ワンタッチパーテーションは、専用スペースへの設置を優先する。

（例）



【物品の例】



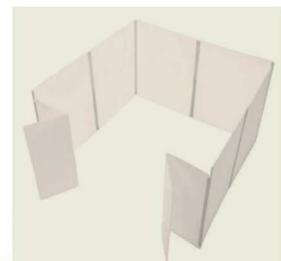
[プライベートルーム]
現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



[ワンタッチパーテーション]
現状、風水害避難所に1基保管
※専用スペースでの利用を想定



[間仕切り（段ボールタイプ）]
※居住スペースでの利用を想定



[間仕切り（プラスチックタイプ）]
現状、指定避難所に2基保管（R2.9予定）
※専用スペースでの利用を想定

資料6（スペース想定場所）

【風水害避難所】

No.	避難施設	居住スペース（想定）	専用スペース（想定）
1	六連市民館	和室（1階）	大会議室（2階）
2	神戸市民館	和室・多目的ホール・世代間交流室（1階）	和室（2階）
3	大草市民館	和室（1階）	集会室（1階）
4	田原東部市民館	和室（1階）	多目的ホール（1階）
5	田原南部市民館	和室（1階）	研修室・集会室（2階）
6	童浦市民館	和室（2階）	多目的ホール（1階）
7	華山会館	和室（2階）・ロビー（1階）	研修室（2階）
8	衣笠市民館	和室（1階）	集会室（2階）
9	野田市民館	和室（2階）	会議室（1階）
10	高松市民館	和室（1階）	講堂（2階）
11	赤羽根市民館	和室（1階）	会議室（1階）
12	若戸市民館	和室（1階）	会議室・多目的ホール（1階）
13	和地市民館	大会議室（1階）	和室（1階）
14	堀切市民館	和室（1階）	大会議室（2階）
15	伊良湖市民館	和室（1階）	会議室（2階）
16	亀山市民館	和室（1階）	集会室（1階）
17	中山市民館	和室（1階）	会議室（2階）
18	福江市民館	和室（1階）	多目的ホール（1階）
19	清田市民館	和室（1階）	講堂（2階）
20	泉市民館	婦人研修室・和室（1階）	青年研修室（2階）

【地震避難所】

No.	避難施設	居住スペース（想定）	専用スペース（想定）
1	六連小学校	体育館	教室（校舎2階）
2	東部中学校	体育館・柔剣道場	教室（校舎2階）
3	神戸市民館	多目的ホール・世代間交流室（1階）	和室（2階）
4	神戸小学校	体育館・1棟共有スペース（2階）等	教室（2棟1階）
5	大草小学校	体育館	教室（2階）
6	田原東部市民館	多目的ホール（1階）	和室（1階）
7	田原東部小学校	体育館	教室（校舎2階）
8	田原南部市民館	研修室・和室（1階）・集会室（2階）	研修室（1階）
9	童浦小学校	体育館	教室（南棟1階）
10	童浦市民館（浦区事務所）	多目的ホール・和室（1階）	和室・会議室（2階）
11	児童センター分館	遊戯室・保育室（1階）	保育室（2階）
12	田原中学校	体育館	教室（A棟2階）
13	田原中部小学校	体育館	教室（2階）
14	成章高校	体育館	教室（2階）
15	衣笠小学校	体育館	教室（教室棟2階）
16	サンテドーム	ドーム	会議室（サラダ館1階）
17	野田小学校	体育館	教室（2階）
18	高松小学校	体育館	教室（北校舎2階）
19	赤羽根中学校	体育館	教室（2階）
20	若戸市民館	多目的ホール（1階）	和室（1階）
21	和地市民館	大会議室（1階）	和室（1階）
22	渥美運動公園体育館	アリーナ・柔剣道場	ミーティングルーム（1階）
23	伊良湖市民館	講堂（2階）	和室（1階）
24	亀山小学校	体育館	教室（2階）
25	中山小学校（第1次）	体育館・ランチルーム（1階）	教室（3階）
26	福江中学校	体育館	教室（第1棟2階）
27	福江小学校	体育館	教室（本館2階）
28	清田小学校	体育館	教室（南校舎2階）
29	泉小学校（第1次）	体育館	教室（北校舎2階）
30	泉市民館（第1次）	集会室（2階）	婦人研修室（1階）
31	渥美文化会館（第2次）	—	—
32	福江高校体育館（第2次）	—	—

*避難所運営従事者は、本資料を参考としつつ、関係する施設管理者及び地域コミュニティと調整・協議を行い、状況に応じて場所を決定するものとする。

*風水害時に、学校においてスペースの分散対応を行う際には、「普通教室」を専用スペースとして利用することは極力避けるものとする。

様式2 (健康状態チェックシート)

新型コロナウイルス感染症対応／様式

けんこうじょうたい

健康状態チェックシート

様式3（体調不良者等名簿）

新型コロナウイルス感染症対応／様式

たいちょうふりょうしゃとうめいほ
体調不良者等名簿

氏名	生年月日（年齢）	性別	住所	避難所名	
				状況概要 救急搬送の有無	搬送先 搬送日時
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：
ふりがな	年　月　日 (　　歳)			有／無	／：

*必要に応じて、市災害対策本部（防災対策課）に報告してください。

資料7 (消毒液の作り方)

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1杯) ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



資料8（避難所でのルール）

ひなんじょ

避難所でのルール

避難所

ひなんじょ りよう かた いが まち こころ とうばん さんか
避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加する
ひなんじょうえい きょうりょく
など、避難所運営にご協力ください。



基本事項

この避難所は、地域の防災拠点です。

ひなんじょ ちいき ぼうさいきょてん
避難所以外の場所に滞在する被災者も含めた生活支援を行います。

避難所は、避難所を利用する人全員が協力して運営します。

ねんれい せいべつ かんけい ひなんじょ りよう ひとびと かぎ やくわり ぶんたん
年齢や性別に関係なく、避難所を利用する人々が、できる限り役割を分担
おお ひなんじょ うんえい さんかく
し、より多くの人が避難所の運営に参画できるようにします。

避難所を利用する人の増減に合わせ部屋の移動を行います。

りょうしゃすう ぞうげん へや いどう れが
利用者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。

立ち入りを制限した部屋には入らないでください。

きけん へや た い せいけん へや はい
危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。

この避難所は、電気・水道などライフラインが復旧した後、 すみやかに閉鎖します。

じゅうか ひと おうきゅうか せつじゅうたく ちょうどきうけい しふつ たいしょ
住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。



感染症予防

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、

「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

せつ ひょう あらいご りゅうすい ひょう
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後、流水で15秒すぎましょう。

だんすい ぱあい しょうどくよう つか
断水の場合は消毒用アルコールを使いましょう。

ひなんじょ つねに ちやくよう
避難所では常にマスクを着用してください。

身の周りを清潔にするとともに、十分な換気を行いましょう。

きよじゅう そうじ ひなんしゃかくじ おこな ていきてき かんき ふん かい
居住スペースの掃除は、避難者各自が行い、定期的な換気（30分に1回
いじょう すうあんかん まど ぜんかい じっし
以上、数分間、窓を全開）を実施しましょう。

で じやぐちとう きょうようぶぶん しょうどく
ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒しましょう。

3密(密閉・密集・密接)を避けましょう。

ひと ひと かんかく
人と人の間隔はできるだけ2m、最低1m空けることを意識してすごしまし
よう。



・毎日の体温と体調を確認してください。

けんこうかんり 健康管理 はつねつ たいちょう よう とく かき しょうじょう ひと そごううけつけ 発熱や体調が良くないとき、特に、下記の症状がある人は総合受付

ひなんじょうんえいほんぶ もう で や避難所運営本部に申し出ください。

【新型コロナウイルス感染を疑う症状】			
□ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合			
□ 重症化しやすい方等（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合			
<p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方</p>			
□ 上記以外の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合			
<p>（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐ相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）</p>			

きおん たか ぱあい わづちゅう しょうたいさく すいぶんほきゅう 気温が高い場合は熱中症対策のため、こまめに水分補給しましょう。



ぼう
防
火

・出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。

ひなんじょないがい せいりせいとん おこな も はうち 避難所内外の整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。

・ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。



たばこ・酒

建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。

おぐがい き ぱしょ す すいがら みず はい たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



避難所の運営に必要なことを話し合うため、避難所運営委員会を組織します。

ひなんじょ うんえい ひつよう はなあ 避難所運営委員会は、避難所を利用する人の代表者などで組織します。

ていらいかいぎ 定例会議：毎日午前 時 分と午後 時 分に開催

ぐたいいてき ぎょうむ ひなんじょ りょう ひと へんせい かくうんえいはん おこな 具体的な業務は、避難所を利用する人などで編成する各運営班が行います。



そ う ご う う け つ け
総合受付

かくしゆてつづ そ う だんうけつけ おこな 総合受付では、各種手続きや相談受付を行います。

たいあうじかん
対応時間：午前 時 分から午後 時 分まで



とう
登
録

ひなんじよりようひとじょうほうかぞくせたいとうろく
避難所を利用する人の情報を家族(世帯)ごとに登録します。

こじんじょうほうこうかいひとぶんこうかい
個人情報は、公開してもよいとした人の分のみ公開します。

- せいかつえん てきせつ おこな
ひさいしゃふくひなんじょりようひとじょうほうとうろく
・生活支援を適切に行うことができるよう、避難所以外の場所に滞在する被災者も含め、避難所を利用する人の情報を登録します。
- しようがい かたなんびょうほかさんせいしつかん
にんしんちゅうかたにゅうようじつのかたしゅうきょうじょうりゆうげんごとく
・障害のある方、難病・アレルギー・その他慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方や乳幼児をお連れの方、宗教上の理由や言語などで特に配慮が必要な方は、登録の際にお申し出ください。
- いぬねこじょうほうとうろく
・犬や猫などのペットの情報を登録します。
- ひなんじよたいしょそうごううけつけもうで
・避難所を退所するときは、総合受付にお申し出ください。



でんとう
電 灯

てんとう しようとう
点灯は : 、消灯は : です。

あんぜんろうかしせつかんりしようへややかんてんとう
安全のため、廊下、トイレ、施設管理に使用する部屋は夜間も点灯します。



ほうそく
放 送

ほうそく しゅうりょう
放送は : で終了します。

さんきゅうじやかんほうそくおこな
ただし、緊急時には夜間に放送を行うこともあります。



でんわ
電 話

ひなんじよあてでんわばあいほうそくよだでんごん
・避難所あてに電話があった場合は放送により呼び出し、伝言

おこな
を行います。(: ~ :)

けいたいでんわつうわこうきょうぱ
・携帯電話はマナーモードにしてください。

けいたいでんわつうわこうきょうぱ
携帯電話での通話は公共の場のみとし、生活場所ではご遠慮ください。



食料や物資は、原則、組ごとに配給します。

- 配給は、避難所以外の場所に滞在する被災者にも等しく行います。
- 特別な事情がある場合は、避難所運営委員会の理解と協力を得ます。

食料を配る
時間（原則）

朝

： 頃

昼

： 頃

夜

： 頃

特別な物資の
配布場所

物資： 粉ミルク・おむつ

場所： _____

物資： 女性用衣類や生理用品

場所： _____

物資： _____

場所： _____



トイレ

利用者全員が、清潔に使用することを心がけてください。

トイレの清掃は避難所を利用する人が交代で行います。

トイレのふたを閉めてから流してください。



ごみ

分別して、指定された場所へ出してください。ゴミは各家庭で
密閉して廃棄してください。



ペット

ペットは、他の避難所利用者の理解と協力のもと、飼い主が
責任をもって飼育してください。

ペットは決められた場所で飼育し、他の部屋には入れないでください。

感染症にならないために、できること



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い